

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年10月27日(火) 第9246号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院の一部改正  
(583) (医療政策課) . . . . . 2
- ◇ 公 告 森林法による開発行為の変更許可 (西部総合事務所農林局) . . . . . 2

# 告 示

**鳥取県告示第583号**

平成17年鳥取県告示第920号（鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院について）の一部を次のように改正する。

令和2年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 略</p> <p>2 規則第11条第2項に規定する知事が特に指定する病院、知事が指定する診療科及び知事が指定する専門医資格</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 規則第11条第2項第2号に規定する知事が指定する専門医資格 公益社団法人日本医学放射線学会が認定する放射線治療専門医、<u>公益社団法人日本臨床腫瘍学会が認定するがん薬物療法専門医</u>又は<u>一般社団法人日本感染症学会が認定する感染症専門医</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 規則第11条第2項に規定する知事が特に指定する病院、知事が指定する診療科及び知事が指定する専門医資格</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 規則第11条第2項第2号に規定する知事が指定する専門医資格 公益社団法人日本医学放射線学会が認定する放射線治療専門医又は<u>公益社団法人日本臨床腫瘍学会が認定するがん薬物療法専門医</u></p> <p>3・4 略</p>

附 則

この告示は、令和2年11月1日から施行する。

# 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和2年10月27日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	変更後の内容				開発行為の変更の許可年月日
				土地の面積			開発行為の工期	
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
景山総業有限会社 代表取締役 景山 潤一	島根県安来市神庭町83	西伯郡伯耆町三部900-1外14筆	真砂土採取及び資材置場	6.8541ヘクタール	5.6407ヘクタール	3.1535ヘクタール	平成28年2月22日から令和2年9月30日まで	令和2年9月29日